

城下町弘前における祭礼

高牧

實

## **A Study of the Festival of the Castle Town Hirosaki in the Early Modern Ages**

---

In the early sixteenth century, the castle town Hirosaki was founded by Nobuhira Tsugaru, the first lord of the Tsugaru area in the northern district of Japan. He established the Hachimangu shrine near his castle and ordered its priests to pray to god for him, his clan, and his domain. Nobumasa Tsugaru, the third lord, controlled the Shinto priests in his domain through the priests of the Hachimangu shrine. He ordered his warriors to carry out the festival of the Hachimangu shrine with its priests, and enjoyed viewing the festival procession. The procession passed through roads by the inside castle moat and in the castle town. Warriors of high status proceeded on their horses with many attendants who carried guns, bows, and spears. The lower priests carried the sacred palanquin of the Hachiman god. The townspeople joined the procession carrying their gorgeous floats, playing festival music, and dancing the deer dance. The successors of the Tsugaru clan also ordered the festival to be carried out, but often ordered that it be simplified or stopped according to financial conditions. The townspeople had not the right to carry out the festival on their own.

Hirosaki was located at a distance from the prosperous ports of trade, and its economical growth was so small that the townspeople could not be powerful. So, they had the very limited right of self-governing, and could not carry out the festival in their own way for themselves.

## はじめに

近世の都市社会の特質とその地域差が、都市の祭礼の在り方と経営の仕方に顕現していると考えられる。東北地方についてみると、久保田（秋田）城下の町人町である外町は、湊城下の港町からの移住によつて形成されたので、その港町における社会の特質が持ち込まれていたし、そのことが外町における祭礼に顕現していた。また、酒田は早くから港町として發展し旧安祥寺城下町と町並み続きとなつても、その社会の特質を継続して維持し、それに基づく祭礼を続けてきた。<sup>(1)</sup>

主要幹線である日本海の海運の發達とともに發展してきた、こうした都市の社会の特質と、主要幹線から離れていた内陸部や太平洋沿岸の都市のそれとの間にも、地域差がみられるであろう。その検証のため、小稿で内陸部の都市の一つである城下町弘前の祭礼を探りあげて検討してみたい。

### 一 津軽藩と弘前八幡宮

津軽信枚が、慶長十五年（一六一四）に高岡に築城を始め、翌年、家臣の屋敷、町人の屋敷、寺院・神社を旧城地から移させ、その後も城下町の整備を進め、寛永二年（一六二八）に高岡を弘前と改めた。

その孫の信政が藩政を確立し、郭内と城下町の再整備を行なつた。元禄八年（一六九五）の大飢饉による財政窮乏にともない、翌年から宝永二年（一七〇五）にかけて、家臣を整理し、その明屋敷へ郭内に屋敷をもつ家臣を移し、

また、郭内から郭外へ重臣の屋敷替を行なつて郭内を整備し、城東の町人町を家臣の屋敷町とした。信政は、城下の屋敷持の町人に課す町役人足高を確定するなど、その後の町人支配の基を定めた。<sup>(2)</sup> 信政は、弘前八幡宮の祭礼をも整えた。

弘前八幡宮は、信枚が高岡築城にともない、その丑寅の地に旧城地から遷して祀つた社である。津軽氏は守護神として八幡宮を祀つてきた。慶長十七年（一六二二）、三間四間の本社、二間四間の本社唐門、白木の本社鳥居、四間四方の拝殿、八間六間の瑞籬、五尺四尺の地蔵堂、二間一間の前小橋、赤塗の外鳥居、四間三尺一間半の外橋を造営した。その子の信義は、四間五間の神楽殿を、信政は、六尺一間半の手洗を建て加えた。信政は、元禄四年（一六九一）<sup>(3)</sup>に、本社をはじめ全面的な修復工事を作事奉行に命じて行なわせた。

津軽氏は、弘前八幡宮に三〇石の社領を付し、自ら参詣したり、神主をして祈禱を行なわせていた。信政は、寛文元年（一六六一）、延宝二年（一六七四）、同六年の八月十五日に参詣している。八月十五日は八幡宮の重要な神事の日であった。延宝二年の参詣の折には、大鳥毛・長刀・長柄の者、寺社奉行をはじめとする家臣十数人を従え、駕籠に乗つて東内門、斐町、亀甲町を往還した。その前日には、例年の通り、弘前八幡宮の神主、新屋八幡宮の神主、波岡八幡宮の神主にそれぞれ祈禱を行なわせ、神酒を届けさせてそれをいただき、家臣に下げ渡している。<sup>(4)</sup>

弘前八幡宮の別当は最勝院であつた。最勝院は一二の子院をもち、八幡宮の本社前、鳥居から外鳥居の間に所在していた。神主は小野氏であつた。弘前へ勧請の折には、古川神太夫が神主であつたが、その解任の跡へ先祖の権太夫が任せられたという。権太夫が「郡中の社人頭并諸社支配」を命ぜられ、その後、寛永年間に相役を請願して、弁太夫の先祖が相役に任命されたという。宝永四年（一七〇七）に、神主小野若狭が若狭と弁太夫の相役についての書付提出を命ぜられ、若狭はそうした内容の口上書を提出したのであつた。慶安の弘前絵図には、祢宜町に祢宜八幡神主

のほか一四人の祢宜と最勝院分屋敷の五人が記されている。権太夫の屋敷が八幡神主の屋敷の隣りにあって、八幡宮の神主任命の時期について相違があるようみえるが詳らかでない。口上書提出後、藩命を受けた最勝院が、若狭と弁太夫に対し、二人は相役ではなく、弁太夫は「熊野山王之社司、熊野六供斗之支配頭成」、若狭は「御郡中之諸社社人共支配頭也、重而ハ急度支配可仕者也、弁太夫も若狭支配と云物しや程ニ、左様ニ心得可申候、右之状急度被仰渡候」と申渡した、という。若狭が「萬留狀」にそうしたことを記し、その表紙に「宝永四年ノ社家頭被仰付候写」と付記している。<sup>(6)</sup> しかし、元禄八年の大飢饉に「八幡宮熊野宮両六供之社人」、五軒二三人の救濟を、若狭と惣太夫が連名して最勝院に申立てている。そのほか、土手後新町の社人一人とその家族、和徳町稻荷宮神主とその家族、さらには祢宜の借屋に住む六人とその家族の救濟もあわせて願い出ている。借屋の者は「両六供・社人共之一類ニ而、五、七年以前より借宅致<sup>(7)</sup>」す者たちであった。惣太夫は慶安の弘前絵図にもみえる。熊野・山王両宮の神主で、弁太夫の父であろうか。この神主家は長利を称し、長利弁太夫、長利山城、長利薩摩などと名乗っていた。小野家と長利家とともに支配頭を勤めていたのである。くだつて寛延三年（一七五〇）八月、小野十左衛門と長利唐之助が連名で、支配下の社人の切支丹改訛文を最勝院へ提出している事例が、それをよく示してくれる。弘前一七軒二一人、在々八一軒一〇〇人の社人とその家族の計三九四人を数える。幕末まで社人九八軒の支配頭であって、安政二年（一八五五）の藩内の惣社家一〇九軒のうちの殆どを支配下に置いていた。<sup>(8)</sup>

長利家は「熊野六供斗の支配頭」ではなかつたけれども、小野家の方が長利家よりも格式が高く勢威も大きかつたことはいうまでもない。熊野宮は古社で、八幡宮の外鳥居の近くにあり、山王宮も祢宜町の近くにあつたが、いずれも八幡宮よりはるかに小さい社であった。小野家代々の神主が書き記した「萬覚帳」「年中記」などに、支配下の諸社諸堂からの修理願、遷宮願、境内の倒木届など、諸事にわたる書付が小野若狭へ提出され、若狭から最勝院へ上申

していることが数多く記されている。

八幡宮の別当でもある最勝院は、藩内寺社の總録所で、弘前神明宮神主斎藤長門の支配下にある若干の社人を除いて、殆どの社人を小野・長利の支配頭を通して支配下に置いていた。津軽藩は、このようにして藩内の寺社を統制し支配していたのである。そうした藩内の寺社統制を確立したのは、体系的な法度条々を出した天和元年（一六八二）に至る時期であった。藩は寺社の祭祀権をも独占的に掌握していくのである。<sup>(9)</sup>

## 二 八幡宮神輿の渡御

弘前八幡宮の重要な神事が八月十五日に當まれ、前述のように、時には信政が參詣していた。信政は、天和二年（一六八二）に、神の一層の加護を願つて法樂すべく、神輿渡御の祭礼を始めることとした。「日記」（國日記）によつてみよう。八月十一日、祭礼御用を黒土刑部左衛門に命じ、「若人<sup>ニ</sup>而若事支候儀も可有候、初<sup>ニ</sup>御祭礼之儀<sup>ニ</sup>候間、首尾能相済候様<sup>ニ</sup>と、被思召候、依之、伝左衛門、李介儀も手伝仕調候様<sup>ニ</sup>と被仰出之」と、重用していた用人の堀伝左衛門と木村李之助にも助力させて、万端準備を始めさせた。翌十二日と十三日に堀伝左衛門宅へ木村李之助と黒土刑部左衛門が集つて相談している。黒土刑部左衛門は祭礼奉行に任せられたのである。

信政は、それ以前から新規祭礼の準備を進めさせていた。十三日には、「八幡御輿就出来、今朝卯刻、御中小性石岡八九郎麻上下着之、御歩行目付一人相添遣之」というように、完成した神輿を受け取りに家臣を派遣した。祭礼の日の神馬の装束、旗八流、そのほか祭礼用具なども早くから製作にかかり準備させていたに違いない。

八月十五日祭礼、卯刻、木村李之助が使者として、神馬、太刀、目録を八幡宮に奉納し、辰上刻、神輿が八幡宮を

出御した。信政は、辰刻に異の櫓に入つた。家臣六、七〇人が供奉した。同刻、久祥院（信政母）が良の櫓に入つた。下駄重、赤飯の行器が運び込まれた。三の丸の評定所門前の堀端に、家老や黒土刑部左衛門が、御客座敷に門内左近母子が詰めた。菓子と茶が出された。信政と久祥院は、渡御行列を見下ろす二の丸の櫓で、重臣などが評定所門前の棟敷や御客座敷で、神輿渡御の行列を見物したのである。渡御行列は、城内へ入つて、櫓と評定所の間、三の丸の堀端を通つたのであった。

家臣は、渡御行列の先乗り、跡乗り、八幡宮をはじめ通筋の張番を勤めた。通筋に屋敷を持つ家臣は、城内の当番を免除され、在宿して行列を迎えるよう命じられた。これより六年前の延宝四年（一六七六）の城郭図<sup>(10)</sup>によれば、三の丸に評定所、御客座敷、家臣の屋敷など六七の屋敷割があり、四の郭（北郭）に五一の屋敷割があつて、家臣が多く居住していた。また、南外門（大手門）から東外門に至る堀端にも家臣の屋敷が並んでいた。そうした通筋の屋敷の家臣が在宿して行列を見物した。

午刻、信政と久祥院はそれぞれ櫓から戻り、申中刻、神輿が還御して拝殿に入った。祭礼が済むと、信政は最勝院へ使者を遣し、「八幡宮御祭礼初<sup>而</sup>被仰付候處ニ首尾能相濟、御機嫌ニ被思召候」と口上を伝えさせ、酒二斗入の樽一荷、昆布・干蕨の肴二種、晒三疋の祝儀を贈った。家老、用人、大目付などの重臣一八人が登城して祝儀を晝上した。

翌十六日、信政に最勝院が祝儀を献上し、八幡宮の社人が神酒を届けた。なお、御祭礼一巻と御祭礼行列帳が作成されている。

その後、信政の代に、信政、あるいは、若殿（信壽）が在国した、貞享元年（一六八四）八月十五日、同三年八月十五日、元禄五年（一六九二）八月二十一日、同七年八月十五日、同十一年八月十五日、同十二年八月十七日、同十五

年八月十八日、宝永二年（一七〇五）八月十五日、同五年八月十五日に神輿渡御の祭礼が行なわれた。<sup>(1)</sup>「日記」（國日記）によつて、祭礼がどのように行なわれたか、補つて述べてみよう。

祭礼の前に、櫓の掃除と塗廻、評定所の門の囲、堀端の棧敷などの作事、信政への御重・酒・菓子、久祥院への御重・菓子、棧敷への茶・菓子、諸道具の準備、櫓への供の者、家老・用人・大目付・そのほか棧敷へ出る者、行列に出る者の指名、城内・八幡宮・通筋などの張番の動員、行列の諸道具・武具の準備が行なわれる。祭礼奉行が祭礼業務の細目を調べる。その連絡を受けて、作事奉行、寺社奉行、町奉行、勘定奉行などが、それぞれ職分に応じた業務を分担する。行列に出る鎧山伏と神主の乗る馬を、城代・馬廻組頭の差配で出す準備をする。馬役が、寺社奉行の差配を受けて、二日前に装束で飾つた神馬を最勝院へ届ける。

祭礼の日、名代が早朝の卯上刻に参詣して奉納し、登城して御目見する。神輿の行列に、先乗りと跡乗りの両町奉行、徒頭、手廻、目付、それぞれの供の者がいる。卯刻のうちに家老などが登城して棧敷へ着座する。信政に供奉する者のうち、近習などが次の間に、そのほかの手廻、徒、六尺、中間などが南内門の南方に控える。のち、六尺・中間以下の者は東内外の外形に控えることとなる。重臣の屋敷が郭外に移された後には、勝手女中などが三の丸屋敷の長屋での見物を許された。信政が櫓に入ると、張番が合図を伝え継いで行列に連絡する。待機していた行列が、北外門（亀甲門）から四の郭（北の郭）を経て、北内門（賀田門）から三の丸へ入る。それぞれの門が五節句に准じて飾られている。見物の間、櫓では、かすてら、ざゅうひ、ようかん、干菓子などの菓子、ついで、あん餅、大豆粉餅、赤飯、串海角、串炮、薯蕷・蒟蒻・椎茸の煮染、葡萄酒、桑酒などが出され、次の間と棧敷の者へ、菓子、あん餅、煮染、赤飯などが下げられ、南内外で見物する供の者などへ赤飯が下げ与えられる。行列が通り過ぎると、信政が戻り、家老などが登城して退出する。未刻頃に神輿が八幡宮へ還御し、神樂が終ると、寺社奉行がその旨を届け、祭

礼奉行が、祭礼道具の返還、保管の割振り、保管の確認を行ない、その旨を届けて勤めを終える。

信寿の代に入つて、最初の行列が正徳二年（一七二二）に行なわれたが、以後中絶、その間、八幡宮・山王宮の神樂のみが行なわれ、享保七年（一七二二）に至つて、正徳二年の例にならつて行列が再興された。

その享保七年と翌々九年の「日記」（国日記）の祭礼関係記事が以前にまして詳しい。また、宝暦十年（一七六〇）の祭礼奉行神力之助が記した「八幡宮御祭礼御用留帳」<sup>(12)</sup>と、安政二年（一八五五）書写の使番の「八幡宮供奉格例」<sup>(13)</sup>の記事も詳細である。これらの年代の推移の間に変化もあつたであろうが、享保年間以降の祭礼の運び方をみながら、なお今少し補足しておきたい。

祭礼の前に、屋敷奉行が四の郭の通筋の明屋敷での家臣の妻子の見物許可をとる。八幡神主へ、樂屋奉行が鳥甲、赤地狩衣、大口、腹帶、太刀、鎗懸を、大納戸役が鼻高面を、武具奉行が山伏の具足を貸渡す。寺社奉行と勘定奉行代が、神輿、獅子頭、太鼓など神器を見分し、必要に応じて修復させる。祭礼奉行は、町人町の町組とその中の町（町内）の行列の順番（御祭礼町順）を立て、決裁を得た上で、帳面を作成して提出する。行列の通筋の郭内の張番と町々の張番の窺を出して決裁を受ける。享保七年の張番は、郭内四五人、町中八一人で、在方の足軽も動員された。祭礼奉行が、前に定められている祭礼についての家臣あての「定書」と、町々への「定書」を上申し、大目付と町奉行がそれぞれ下げ渡しを受けて、家臣、あるいは、町々へ伝える。<sup>(14)</sup> 祭礼奉行は、行列に出る供の者の手配を、大組用番、持筒用番、徒頭、持鍵用番に申し入れ、武具・道具を祭礼前夜に評定所へ運び入れるよう上申し、武具奉行、長柄奉行、持鍵奉行から具足、弓、陣羽織、長柄、鉄砲などの貸出しを受けて、評定所へ集めて貯う。祭礼奉行は、勘定奉行に、山伏の乗る馬の口取、沓籠持、神輿昇町人足の動員と、神輿昇の町人の綱帷子の貸渡を申し入れる。祭礼の前夜、行列に武具・道具を持って出る者は評定所に詰め、祭礼の日の未明、八幡宮へ繰り出して熊野宮あたりで待機す

る。

祭礼の朝、最勝院が八幡宮で読經し、名代が挙札を終えると、祭礼奉行と寺社奉行が、行列帳通りに指示して行列を出し、北内門近くで、連絡があり次第、待機する行列に三の丸へ進むよう指示する。藩主の見物所は、享保九年、三の丸屋敷へ移され、元文年間に再び辰巳の櫓へ戻されたが、寛保・宝曆年間以降、三の丸屋敷に設けられている。神輿が遷御すると、最勝院が読經し、神樂が行なわれる。済むと祭礼奉行と寺社奉行がその旨を用人へ届ける。行列に出た家臣は、行列の順番に評定所へ武具・道具を返し、町奉行の指示を受けて帰る。

なお、八幡神主は祭礼のため在々からも支配下の社人・山伏を動員し、一三〇人余の四日分の賄料として米二石六斗と錢二〇〇目を与えられていた。神馬を預つて世話をする馬役は、一か年分の飼料として銀五枚を与えられ、町役人足の使用を認められていた。そのほか、祭礼に必要な蠟燭、水油、附木、燈心、炭、晒、大奉書、中奉書、白芋、薄縁、鉢棹、奉幣串、大麻串などの経費も藩から支給されていた。

祭礼用の藩の神器などは、最勝院と八幡宮に預けられていた。文化五年（一八〇八）九月の「八幡宮御神器仕分ケ帳」によれば、「御本社納御鍵最勝院封印無之分」として、簾八流、長刀、弓、矢、鉢、幣台、三方、土器、内陣薄縁、赤机、戸長、御簾、「長持入三役方封印最勝院土蔵入候部」として、装束、大紋、白張、風折鳥帽子、立鳥帽子、瑠璃、金襴、神輿綱、神輿鉢、附太鼓、小鼓、獅子舞人踏込、金襴馬衣、柳の綱など、「三役方封印長持不入最勝院土蔵入候分」として、拌敷、長走、「封印無最勝院預り之部」として、飯繼、鍋、釣台、鉢太鼓、「御挙殿并御神樂殿納最勝院メリ御鍵若狭預り候部」の、半脛、神鏡、大麻、幣台、黒高机、白高机、三方、神酒錫、供鉢、幣串、燈台、薄縁、獅子、太鼓、舞衣、神器箱、柳台、行道師杖など、「封印なし若狭預り候部」として、洗盆、飼料釜、飼料桶、飼料手桶、飼料用のなた・まさかり・飼草湿桶、京馬衣、賄方用の米とき・桶、御供方用の鍋・水流し、など数多くあつ

〔15〕

た。帳末に神主、別当、大善院が連印し、両寺社奉行と目付が証判している。使用後には、徒目付、勘定人、寺社方物書の三人が封印することになっていた。その補充や修理も藩によつて行なわれていた。

以上、細部にわたり過ぎたけれども、八幡宮の神輿渡御の祭礼が、藩によつて行なわれてきたことがよくわかる。

### 三 祭礼行列と町人町

信政は、法楽を盛大に行なうため、八幡宮の神輿渡御行列に城下の町人を加えていた。天和二年（一六八二）の四年後の貞享三年八月二日、町人が十五日の祭礼に「練物金銀之箔遣申度」と願い出た。町奉行小山九兵衛がその願を上申すると、「先達而無用之趣被命御事ニ候間、先其通ニ相守」らせるようにと決裁された。渡御行列三回目のこの年に、町人が練物を金銀箔で飾つて出しないと町奉行に願い出たが許されなかつたのである。数日後、土手町名主の伊右衛門、本寺町の月行事宇右衛門、三郎右衛門の三人が、二葉松の下賜を町奉行に願出した。三人は、二葉松がないから五葉松を伐り出すようにとの決裁を町奉行から伝えられた。また、伊右衛門は、文殊山・弘法山の作山を東大工町の大工左次兵衛に頼んだところ、作事方に勤員されることになつて、引受けられないと断わられた由を申立て、佐次兵衛の作事方の勤めを免除して、佐次兵衛に作山するよう命じて貰いたいと嘆願した。町奉行は、伊右衛門の嘆願を容れる旨の決裁を受けている。茂森町の仁右衛門が大八車、下上長町の三九郎が地車の借用を町奉行に願い出て、普請奉行からそれぞれ地車の貸渡しを受けているのは、練物を出すためと考えられる。

その年、行列が三の丸から郭外へ出てどの道筋を通ったのか詳らかでない。練物通行のため、米沢屋五郎兵衛前、笛森町の山元三郎兵衛前、小栗久太郎前の木戸柱一本ずつ取りはずしたり、代官町の明屋敷前の道の悪所を町人足を

もつて直したりしているので、 笹森町、 代官町を通っていたことがわかる。

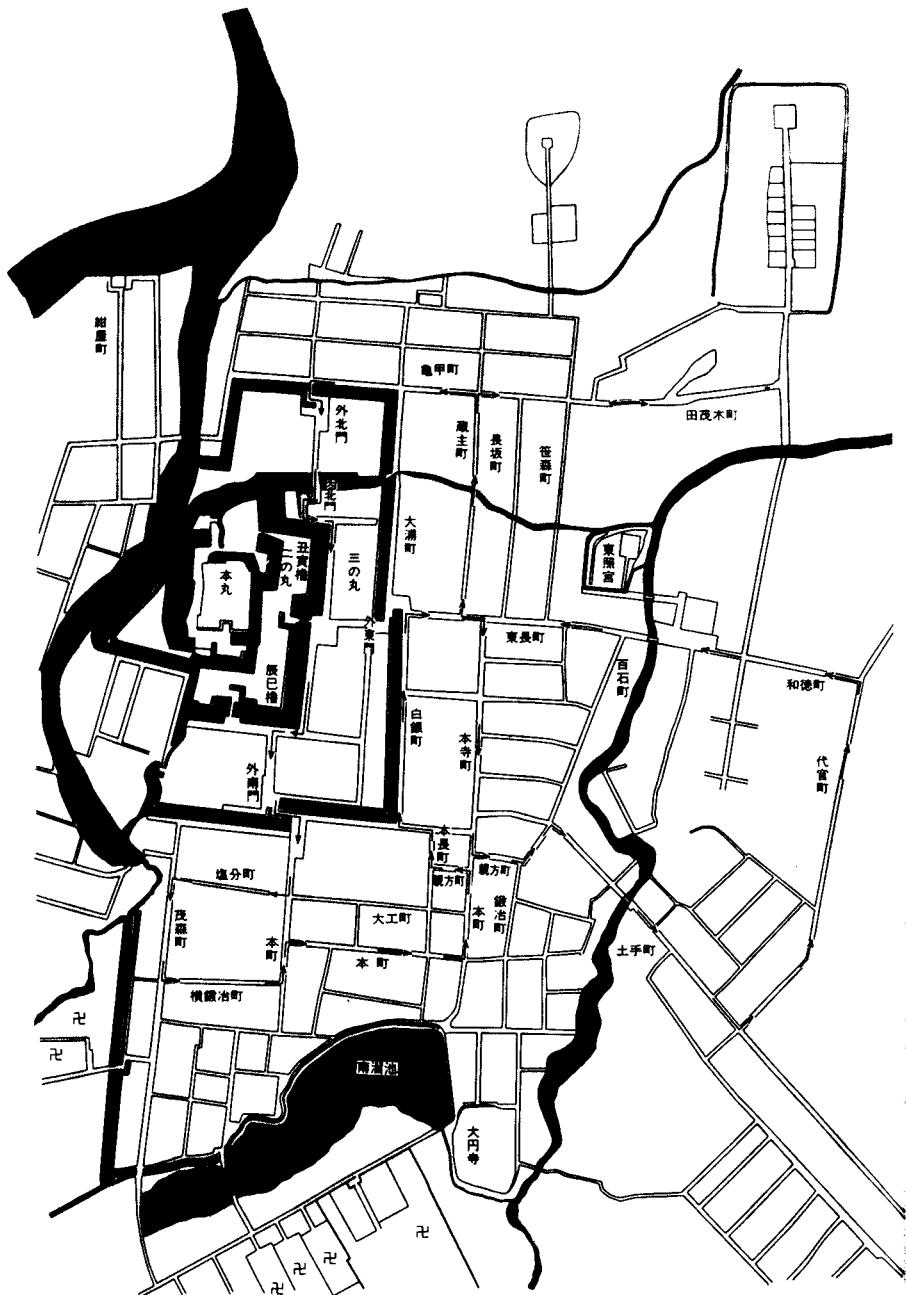
くだつて享保七年（一七二二）、 作事奉行が、 先年通り茂森町、 土手町、 笹森町入口の木戸の片側を取りはずすことになつた。 しかし、 弘前惣名主が、 先年の南外門、 塩分町、 本町一丁目という道筋が、 正徳二年（一七一二）に、 堀端の茂森町を通る道筋に変更されているので、 前々通り、 親方町から大工町へ、 本町一丁目人口から森岡八三郎屋敷前堀端、 そこから大道寺宇左衛門屋敷前を通る道筋として黄いないと、 祭礼奉行に願い出た。 祭礼奉行の取次を経て、 願の通り決裁を受けた。

その後、 元文三年（一七三八）八月十五日の「八幡御祭礼通筋并張番居所図」によれば、 図のような道筋になつており、 正徳二年の南外門から塩分町、 茂森町を通る道筋である。 遷つて、 貞享三年には 笹森町、 代官町が道筋であったし、 その後に若干の変更があつても、 大略、 図のような道筋であつたのである。 なお、 宝暦十年（一七六〇）の「八幡宮御祭礼御用留帳」<sup>(17)</sup> にみえる道筋では、 蔵主町ではなく長坂町が道筋となつてゐる。「要記秘鑑」によれば、 長坂町が濱町となつてから藏主町が道筋になつたといふ。

では、 家臣と町人が参加する行列はどのような構成だったのであろうか。 元禄十二年（一六九九）八月十七日の「御祭礼之節、 町奉行并騎馬而罷出候」家臣は、 両町奉行、 徒頭、 寄合、 手廻二人、 目付二人であつた。 享保七年（一七三二）には、 両町奉行、 徒頭一人、 目付代一人、 手廻一人が出ており、 最勝院が神輿の供奉供廻りとして、 挾箱一人、 長刀一人、 歩行六人、 中小姓四人、 近習二人、 乗物六人、 草履取一人、 長柄笠一人、 茶弁当一人、 侍一人、 草履取一人、 挟箱一人、 合羽籠二人、 押之者一人の三五人を連れて出る旨届け出ている。

行列の全貌は、 天和二年（一六八二）の「御祭礼之節」と宝暦六年（一七五六）八月十五日の「八幡宮御祭礼帳」<sup>(18)</sup> によつて知ることができる。 煩瑣ではあるが列記する。

城下町弘前における祭礼



天和二年。持筒警固六人。この六人が見物人に無作法のないよう下知して通る。町同心一人、騎馬の町奉行一人、供一四人、騎馬の目付代一人、同徒頭一人、長柄二人、町同心二人、名主二人、長柄二人、榊、持手四人、下知一人、長持二棹、大太鼓、持手四人、打手一人、附太鼓、持手一人、打手一人、小鼓打一人、獅子、幕持一人、笛二人、舞人三人、獅子二人、手ひらかね一人。

長柄の警固二人、本町・親方町丁印漢鼓、持手八人、町警固四人、練子二人、長良山、大長持、茶弁当、挾箱。茂森町丁印、町名の上に薄、吹貫一本、吹流一本、引馬一匹、練子役者二人、大根山、町警固六人、長持。

土手町丁印一本、羽連に山茨、菰上に孔雀、下に唐圓内に町名、太鼓打一人、持手一六人、白綿三本、五緒車、練子一三人、猩々山、町警固一五人、弁当四人。

松森町丁印、甕に薄額内に町名、獅子躍五人。

東長町・本寺町丁印、車乘、ふき松・鯛・額内に町名、練子六人、布袋山、弁当。

和徳町丁印、上に芭蕉葉扇地紙の内に町名、大八車に大枠・京枠・斗櫓・米指・米商人、米山。

鍛治町丁印、團扇内に薄葉、鍛冶道具、小狐丸一人、三条小鍛治一人、大神樂。

新町丁印、芭蕉團扇の内に町名・小笠鉢金銀の百なりひやうたん、練子七人、雪山。

紺屋町丁印、立物巻絹柳に鞠額内に町名・唐人・太鼓打一人、練子八人。

亀甲町、薄下塩浜台瓶扇子地紙形の町名、鳥居山、車引八〇人、別当一人・神子一人・神主一人。

諸手警固二人、御幣、太鼓、鼻高一人、神馬、御鉢二振、御幡八流、御長刀、御弓、御太刀、御太刀、諸手警固一人、長持二棹、御奥、社人四〇人、馬上の神主、供、甲冑山伏一〇騎、最勝院、供三七人、衆徒八人、町名主一人、町同心一人、大組警固二人、鉄砲五〇挺、大組警固一人、持筒警固二人、御弓三〇挺、持筒警固一人、長柄警固一人、

御長柄五〇本、長柄小頭二人、手廻、寄行立一〇〇人、手廻、徒二〇人、徒頭、町奉行、供一三人、町同心二人、大押、長柄警固一〇人、百人小人の突棒・もちり・刺股。

宝曆六年。持筒警固二人、同二人、同二人、町同心二人、騎馬の町奉行、供一五人、騎馬の目付代、供一三人、騎馬の徒頭、供一三人、長柄小頭二人、長柄小頭二人、長柄小頭二人。

練、持手四人、長持二棹、持手四人、宰料二人、獅子、舞手二人、持手一人、幕取一人、笛吹、手平金二人、小鼓、打手一人、附太鼓、持手一人、打手一人、太鼓、持手一人、打手一人、下知人一人、長柄小頭一人。

先警固六人、諫祓の本町・親方町丁印、持手八人、警固六人、立物樂器釣物の二重笠鉢一本、持手八人、警固六人、同六人、台乗の綱敷天神、車引四人、警固六人、牀机持一人、警固四人、台乗の難波樂人、車引四人、警固四人、牀机持一人、抜箱持二人、台乗の源頼光・桜花女、車引四人、警固四人、牀机持一人、警固四人、台乗の大仏供養と景清・本田次郎、車引七人、警固四人、牀机持一人、抜箱持二人、台乗の若木桜と義経・弁慶、車引四人、警固四人、牀机持一人、抜箱持二人、茶弁当持一人、魔振一人、綱引四〇人、長良山、拍子方八人、手子遣四人、櫛取一人、大工二人、警固六人、弁当長持一棹、持手四人、警固四人、同四人、合羽箱持二人、茶弁当持一人。

先警固六人、すすき・町名の額・上に猿の茂森町丁印、太鼓打一人、警固四人、歩行立の綱武者、立物薄蝶金銀ざい二本、警固四人、牀机持一人、立笠持一人、抜箱持一人、步行立の綱武者、俱利迦羅不動、警固一人、牀机持一人、立笠持一人、抜箱持一人、台乗の楠正成、持手二人、警固二人、牀机持一人、立笠持一人、抜箱持一人、台乗の源頼光、持手二人、警固二人、長刀持一人、立笠持一人、牀机持一人、抜箱持二人、警固四人、太鼓檣、持手四人、丹前役者三人、牀机持三人、警固二人、踊子一人、同一人、同一人、同一人、同一人、警固二人、拍子方笛吹一人、警固二人、三味線引二人、歌唄二人、牀机持二人、太鼓打一人、大夫兵吉、牀机持一人、抜箱持一人、長持一棹、持手二

人、警固九人、麾振一人、綱引六〇人、大根山、警固六人、拍子方役者一〇人、手子遣四人、梶取二人、大工二人、茶弁当持二人、警固二人、同六人、名主警固上下三人、警固六人、同六人、同六人、同六人、同六人、弁当長持二棹、持手八人、警固二人。

先警固六人、馬簾に山ふき、上に孔雀、下に唐圓内に町名の土手町丁印、太鼓打一人、車引八人、警固二人、警固六人、白旗一本、警固二人、白旗一本、警固二人、白旗一本、警固二人、警固六人、步行立の矢大臣、牀机持一人、立笠持一人、牀机持一人、挾箱持一人、警固二人、警固二人、警固二人、挾箱持一人、警固二人、歩行立の矢大臣、牀机持一人、挾箱持一人、警固二人、御所車の法王、警固二人、引牛一疋、押一人、舍人一人、立笠持一人、挾箱持一人、警固二人、台乗の素戔鳴尊、車引四人、挾箱持二人、警固二人、台乗の神功皇后、車引四人、挾箱持二人、警固二人、台乗筆持の平惟茂、車引四人、挾箱持二人、警固二人、台乗の武田信玄、車引四人、挾箱持二人、警固二人、台乗の俵藤太、車引四人、挾箱持二人、警固二人、台乗の矢根五郎、車引四人、挾箱持二人、警固六人、同六人、麾振一人、綱引五〇人、猩々山、拍子方八人、手子遣四人、警固六人、同六人、同六人、名主警固、月行事警固、警固二人、茶弁当持一人、弁当持六人、警固二人、先警固六人、鐘摺一人、警固二人、獅子五頭、警固二人、笛吹三人、牀机持三人、警固二人、地謡三人、牀机持三人、弁当持四人、月行事警固上下六人。

先警固六人、警固六人、富貴松・綱・町名の額・太鼓打一人の東長町丁印、車引六人、警固二人、台乗の寿老人、車引三人、牀机持二人、挾箱持二人、警固二人、台乗の大黒、車引弔四疋、牀机持二人、挾箱持二人、雨具持二人、白狐二疋、行器貟二人、警固二人、台乗の稻荷、車引四人、牀机持二人、笠持一人、挾箱持二人、雨具持二人、警固四人、台乗の恵比寿、車引四人、牀机持二人、挾箱持二人、雨具持一人、弁当持一人、警固四人、台乗の弁才天、車引四人、立笠持一人、牀机持二人、挾箱持二人、雨具持二人、警固二人、台乗の毘沙門、車引四人、牀机持二人、挾

箱持二人、警固一人、台乗の牛若・弁慶・五条橋・車引八人、牀机持二人、草履取一人、狂言の挾箱持駕籠乗、舁手三人、立笠持一人、牀机持二人、挾箱持二人、台乗の茶道、舁手三人、警固一人、供二人、大工一人、雨具持一人、警固九人、應振一人、綱引三〇人、警固六人、布袋山、拍子方九人、手子遣二人、梶取二人、大工一人、警固一人、茶弁当持二人、警固六人、弁当の釣台持四人、警固六人、弁当と雨具の釣台持四人、警固九人、名主警固上下三人、警固九人。

先警固六人、警固二人、鳳凰・桧扇内に町名、下に團太鼓打一人の和徳町丁印、車引六人、警固二人、大八車に米上戸、引手二人、跡押一人、警固二人、大八車に大舛・京舛・斗かき・米さし、引手二人、跡押一人、警固二人、大八車に什墨・算盤・小杵・大筆、引手二人、跡押一人、警固二人、大八車に錢吠、引手二人、跡押一人、歩行立の大福帳、警固二人、台乗の米商人、車引四人、笠持一人、挾箱持二人、茶弁当持一人、雨具持一人、警固四人、台乗の八幡太郎、車引四人、笠持一人、牀机持一人、挾箱持一人、弁当持一人、雨具持一人、警固六人、應振一人、綱引四〇人、八木山、拍子方八人、手子遣四人、警固九人、茶弁当持二人、名主警固上下三人、月行事警固上下三人、挾箱持二人、同二人、同二人、同二人、同二人、同二人、弁当持二人、警固九人。

先警固六人、警固四人、團扇額内に町名、すすきに蝶、太鼓打一人の鍛冶町丁印、車引四人、警固四人、歩行立の劍持二人、牀机持二人、警固四人、台乗の小狐丸・小鍛冶、車引四人、牀机持二人、挾箱持二人、應振一人、綱引五〇人、警固四人、籠巻山、拍子方一〇人、手子遣四人、大工一人、茶弁当持四人、警固六人、同六人、同六人、同四人、小長持二棹、持手八人。

先警固六人、警固六人、上に花車、下に團扇の町名、笠鉢に金銀百なり瓢箪、太鼓打ち一人の新町・紺屋町丁印、持手八人、警固四人、台乗の和藤内、車引三人、立笠持一人、挾箱持二人、警固四人、台乗の俵藤太、車引三人、立

笠持一人、牀机持一人、挾箱持二人、警固四人、台乗の義経、車引四人、立笠持一人、牀机持一人、挾箱持一人、警固四人、台乗の小野道風、車引四人、挾箱持二人、警固四人、台乗の俵藤太秀郷、車引三人、挾箱持一人、警固四人、台乗の薩摩守忠度、車引三人、挾箱持二人、警固六人、台乗の在原業平、車引五人、小刀持一人、挾箱持二人、警固六人、麿振一人、綱引四〇人、警固四人、雪山、拍子方一〇人、手子遣四人、警固九人、茶弁当持四人、名主警固上下三人、同三人、弁当持九人、警固六人、同六人、同六人。

先警固六人、上に花台、蘇鉄扇子地紙に町名、笠鉢水ひき、赤地金欄、太鼓持一人の龜甲町丁印、持手八人、警固六人、踊子一人、立笠持一人、牀机持一人、踊子一人、立笠持一人、牀机持一人、踊子一人、立笠持一人、牀机持一人、警固六人、踊子一人、立笠持一人、牀机持一人、踊子一人、立笠持一人、牀机持一人、踊子一人、立笠持一人、牀机持一人、踊子一人、警固六人、三味線棚、持手三人、警固六人、小鼓打一人、三味線引一人、牀机持二人、小鼓打一人、三味線引一人、牀机持二人、小歌音頭取二人、牀机持二人、小歌音頭取二人、牀机持二人、挾箱持三人、名主警固上下三人、月行事警固上下三人、麿振一人、綱引五〇人、鳥居山、拍子方役者八人、警固六人、手子遣六人、大工二人、茶弁当持二人、弁当長持二棹、持手八人、雨具持四人、警固六人。

諸手警固二人、大麻、持手二人、太鼓、持手二人、打手一人、棒突行導師（猿田彦尊）一人、神馬、口取二人、沓籠持一人、鉢二振、簇八流、持手八人、下知人一人、長刀、持手一人、弓箭、太刀、太刀、下知人一人、諸手警固二人、長持二棹、持手四人、宰料二人、守護人二人、神輿、社人四〇人（内中間三〇人）、脚立持二人、下知人三人、馬上の神主、上下二人、鎧山伏一〇騎、口取二〇人、沓籠持一〇人、最勝院、上下二八人、徳恩寺、上下三人、宝成院、上下三人、教應院、上下三人、龍藏院、上下三人、名主一人、町同心一人。

大組警固二人、鉄砲三〇挺、大組警固二人、持筒警固一人、弓三〇張、持筒警固一人、長柄小頭二人、長柄三〇本、

長柄小頭二人、騎上の手廻、上下一三人、百人若堂、騎上の手廻、上下一三人、徒・小頭二二人、騎上の徒頭、上下一三人、騎上の徒頭、上下一三人、騎上の手廻、上下一四人、町同心一人、大押、長柄小頭二人、突棒・もちり、刺叉の三道具。

以上、盛大な行列である。騎上の町奉行・目付代・徒頭の先乘が行列の先導をつとめ、跡乗の騎上の手廻・徒頭・町奉行が、鉄砲・弓・槍の集団などを伴って、行列の押えの役割を果たしていた。

町人は、天和二年には、本町・親方町、茂森町、土手町、松森町、東長町・本寺町、和徳町、鍛冶町、新町、紺屋町、亀甲町、宝曆六年にも、本町・親方町、茂森町、土手町、東長町、和徳町、鍛冶町、新町、紺屋町、亀甲町の順番で出ていた。これらの町名の殆どは支配町組である。宝曆六年の「弘前町惣屋敷改大帳」<sup>(19)</sup>の一(二)の支配町組のうち、行列にみえないのは、富田町、楮町、荒町の三支配町組である。富田町と楮町は、「正徳期町方屋敷割裏書記録」<sup>(20)</sup>にみえるものの、町役人足負担の少い、他の町組とは異なる新しい町組である。この三町組は、享保七年（一八二二）にも出でていない。また、くだって寛政八年（一七九六）や文政十年（一八二七）の行列にも出でていない。享保七年には、

親方町・本町、茂森町、土手町、東長町、本寺町、松森町、和徳町、鍛冶町、銅屋町、新町、紺屋町、亀甲町の町順で出ていた。本寺町は東長町に、松森町は土手町に、銅屋町は鍛冶町の支配町組に属していた。松森町は、正徳二年で獅子踊を出し、人数も多かったので、別町として出ており、この年には踊を出さず、人数も少なかつたが、以前の町順の通りに出たのであつた。本寺町と銅屋町も、それぞれ格別の人数を出していただのであらうか、ともに支配町組に統いて出でている。本寺町は、寛政八年には別町として出でていないが、文政十年には、東長町とともに町順の最後尾に出でている。その年には東長町・本寺町のみが山を出したからであつたと思われる。大筋では、支配町組が恒例の町順に従つて出でていたが、支配町組のなかの町（町内）も、支配町組に統いて別町として出ることができたのである。

行列に出る支配町組は、それぞれの山屋台を出した。天和二年と宝暦六年、本町・親方町は長良山、茂森町は大根山、土手町は猩々山、東長町は布袋山、和徳町は八木山、新町は雪山、龜甲町は鳥居山であった。宝暦六年に、鍛冶町は鐘巻山を、紺屋町は新町とともに雪山を出し、寛政八年には、紺屋町が新町とは別に和田山盛山を出している。その後、文化三年（一八〇六）に、新町の雪山が高砂山に変っている。<sup>(22)</sup> 前述したように、遡つて貞享元年（一六八四）には、土手町組の名主が、文殊山・弘法山の作山を大工に頼んでおり、土手町は、その後、再び猩々山に変えたのであろう。それも大工に依頼して作山したに違いない。行列に出る支配町組が、それも大工に依頼して作山して持つており、若干変更したりしたものの、特定の山屋台を持つていたのである。

宝暦六年の行列には、非常に数多くの車引や歩行立の練物が出ていた。土手町組、東長町組、和徳町組、新町・紺屋町組が多く出している。寛政八年には、台乗や大八車の練物が非常に少ない。また、文化三年には、寛政八年と異なる練物が出ている。<sup>(23)</sup> 行列の規模によつて、そうした練物の減少が著しい。また、練物もその時によつて變つていた。

丁印は、行列に出る支配町組の町名を示すものであり、作り変えられることは少なかつたと思われる。合同の支配町組が別々に出た時には、それぞれの丁印を作成して出していた。天和二年、東長町・本寺町は丁印を車に乗せて引いていたが、その他の町組は持ち運んでいた。宝暦六年に持ち運ばれていた丁印は、寛政八年に、紺屋町を除いて、車引に作り変えられている。しかし、山屋台と同様、支配町組のシンボルである丁印は大幅に作り変えられてはいな  
い。

このような丁印、山屋台、練物は、中國や日本の故事・伝説、能・狂言・歌舞伎から取ったテーマによつて作られていた。ことに、その時に応じて作られた練物は、上演間もない流行の歌舞伎を題材として作られている。その情報が弘前城下に、どのようにして、どれほどの時間を経て伝えられたのか興味深い。また、見物人が、そうした練物の

テーマを、どの程度理解して見物していたのであるうか。それは兎も角として、天和二年、宝暦六年、和徳町組が米と米商人をテーマとする練物を出し、その押さえに米の山屋台を出し、鍛冶町組が鍛冶のテーマの練物を出しており、両町組は、その後もテーマを変えていない。米屋と鍛冶がそれぞれの町組に集住していたからである。

行列には芸を行なう者も加わっていた。天和二年、松森町が獅子踊を、宝暦六年、茂森町が獅子、鐘馗、笛、地謡を、亀甲町が踊、三味線などを出していた。天和二年、藩庁は、藩主の見物所前三の丸で芸を行なつて行列を切らないよう、町々で望次第に芸を行なつてもよいが、御休みの神輿に無作法しないようにと申付けている。元禄五年（一六九二）にも、行列の通筋で芸を行なつて神輿の通行を滞らせてはならない旨命じている。その後、宝永五年（一七〇八）には、「御前差支不申候様仕候は、成程罷成儀ニ御座候、氏子共法樂を仕、御宮井諸人之心を悦しめ候儀、一人神慮ニ相叶可申儀」と、乍恐奉存候、町々ニ而不罷成候ハ、町年寄・大名主抔屋敷ニ斗も、芸を被仰付度」と、町々からの嘆願を町奉行が取りついで上申した。そうして、「御家、町々ニ而不芸致候儀、御停止ニ而不無御座候、御郭内の内、御祭礼人数出払ひ候以後は、望候者有之候は、勝手次第芸致候様」との決裁が下りた。行列が三の丸から郭外に出終れば、望次第に芸をしてよいというのであった。寛政十二年（一八〇〇）には、「山屋台御前の外芸不仕候様、町々名主共申立之通り、御免被仰付」、「練物御前ニ而不芸可仕候内、行列切レ不申候様可申付」というように、山屋台や練物の芸を上覧の場で行なうことが許され、行列が切れないよう、滞ることのないように芸を行なうべく命ぜられて<sup>(24)</sup>いる。安政二年（一八五五）書写の「八幡宮供奉格例」によれば、先乗りと跡乗りの騎上の家臣は、三の丸では下馬して進み、供廻りを跡へつけ、槍を伏せさせ、藩主の御前で下座していた。町人はどのような作法を行なったのか不明ながら、滞らないように、丁印、練物、山屋台をつらねて通り、あるいは、許された芸を、獅子舞、踊を演じて通つたのであろう。郭外に出てから、どのような場所で芸を行なつたのか詳らかでないが、町年寄、町名主、あるいは希

望する町人の屋敷の前などで演じたのであろう。わずかに松森町の獅子舞の唱歌が「要記秘鑑」（町之部）<sup>(26)</sup>に録されている。

神輿が八幡宮へ還御する折、山屋台は龜甲町に入る前にそれぞれ戻っていた。寛政十二年、惣名主が、前々年通り混雜しないよう山屋台を東長町まで引き取ることにしたいと願い出た。茂森町、土手町、本寺町の山屋台は、東長町から本寺通を、東長町と和徳町のは、和徳町広小路から、鍛冶町のは東長町から本寺通を、新町、紺屋町、龜甲町のは、龜甲町を経て惣主町から西へ引き取っていた。惣名主は申出の通り引き取ることを認められた。丁印は、龜甲町から八幡へ戻り、祭礼が終り次第に届け出て引き取つていた。<sup>(27)</sup>

なお、「町々ニ而神輿御休の節、御作法乱不申候様」<sup>(28)</sup>にと命じられている。神輿の休みは、土手町と和徳町で行なわれていた。早朝、行列が龜甲町から郭内へ入るところで待機している間に、参加者は朝食をとり、龜甲町がその支度を担当した。昼を土手町、小休を和徳町で取り、両町がその支度を行なつた。行列に茶弁当を運ぶ者が加わつていた。遅つて貞享元年に、「三御丸を引払申節、御旅所江御着之儀相考可申付」と黒土刑部左衛門らが行列の進行について命ぜられている。その御旅所が、こうした休憩所に設けられていたのであろう。

ところで、行列に出る家臣の人数は、享保七年（一七二二）の再興以降削減されていった。享保九年、祭礼奉行が「御家中侍供廻之内人數多分相減」じた祭礼帳を作成しており、表にみえるように、元文元年（一七三六）の祭礼の道具・鎧山伏の員数に較べて、同三年、同五年、寛保二年（一七四二）、宝暦六年の員数が減少している。宝暦八年には、神輿の渡御のみで、道具・山伏の員数が半減し、同様に、宝暦十年、同十二年、明和元年（一七六四）、同三年、同五年、同九年にも半減したままであった。安永二年（一七七四）、同五年、同七年には、元文三年と同じく行列があり、員数も同じであつたが、安永九年、天明八年（一七八八）、寛政二年（一七九〇）には、明和九年より減少しており、神輿

## 城下町弘前における祭礼

	鉄砲	弓	長柄	山伏	備考
元文 1 (1736) 年	50挺	30張	50本	10騎	
3	30	30	30	10	
5	々	々	々	々	
寛保 2 (1742)	々	々	々	々	
宝暦 6 (1756)	々	々	々	々	
8	15	15	15	5	神輿のみ、行列半減=被仰付
10	々	々	々	々	々
12	々	々	々	々	々
明和 1 (1764)	々	々	々	々	々
3	々	々	々	々	々
5	々	々	々	々	々
9	々	々	々	々	々
安永 3 (1774)	30	30	30	10	
5	々	々	々	々	
7	々	々	々	々	
9	10	10	10	3	神輿のみ
天明 2 (1782)	々	々	々	々	々
8	々	々	々	々	々
寛政 2 (1790)	々	々	々	々	々
4	20	20	20	5	
6	々	々	々	々	
8	々	々	々	々	
10	々	々	々	々	
12	々	々	々	々	
享和 2 (1802)	々	々	々	々	
文化 1 (1804)	10	10	10	3	神輿のみ
3	20	20	20	5	
6	10	10	10	3	神輿のみ

の渡御のみであった。その後、神輿渡御のみの文化元年（一八〇四）、同六年、文政二年（一八一九）にも、神輿渡御のみの年と同じ減少した員数であり、その員数が神輿渡御のみの年の定数となっていた。寛政四年、同六年、同八年、同十年、同十二年、享和二年、文化三年、文政十年の行列でも、安永年間の員数より減少していた。その員数も定例となっていた。

神輿渡御のみの行列がどのようなものであったのか、「要記秘鑑」の天明八年の事例、また、文政二年の「八幡宮御祭礼御行列帳」にみることができる。<sup>(30)</sup>きわめて簡素な行列であり、町人は神輿昇手に加勢の町役人足として動員されているのみで、行列に出ていらない。宝暦年間の後半から明和年間にかけて、町人は行列に出ていらない。安永に入ると、町奉行が町人を行列に出すよう上申し、決裁を得て、安永三年に出させている。<sup>(31)</sup>

一町奉行申立候、八幡宮隔年の御祭礼、宝暦八年御止、神輿渡御而已被仰付、是迄相済來候へとも、重き御祭礼付、下々難儀等ニ不相成事ニ候ハヽ、町印計も差出候様、私共存寄可申上旨被仰付、町年寄へ相尋申候所、重き御祭礼の儀、町々難儀の筋も無御座候間、町印井山屋台等用置候右品ニ而取扱、明年より町印計も差出候様被仰付候ハヽ、追年本式御祭礼ニ相成可申旨、後明年より差出候様可被仰付哉之儀、十一月申出、申立之通申付之、祭礼前の七月、町奉行が町年寄に町人を行列に出すよう指示した。町年寄は、十一月になつて、二年後の祭礼に持つてある町印や山屋台を出す旨を申出た。安永三年につづいて、同五年、同七年にも、町人が行列に出たが、宝暦六年の行列のように、練物など盛大には出さなかつたと思われる。寛政八年の行列の規模とほぼ同様であったのであろう。文化三年の行列も、寛政八年と同様であったと考えられるが、文政十年には、練物と山屋台がともに更に減少している。文久元年（一八六一）には、町奉行の内命を受けた町年寄が、町組に山屋台を出すよう指示したところ、東長町、茂森町、紺屋町、亀甲町が出せないと申出た。町年寄は、東長町の布袋山・大黒・福祿寿・相撲戎行事の目出度い山

を出すよう説得したが、東長町は、人形も破損しており、見送り水引など売り払ったし、道具も揃わない出せないと断つた。金百両ほどを要した見送りを、凶作のため越後へ売り払った、という。藩主承烈は、町中不斂を残念に思い、藩庁は町人の申出を嘘説であるうと疑いながらも、息女逝去間もないことを理由として、明後年に祭礼を延期しようとしたが、それでは、世上の融通も悪化し、人気も閉塞するからというので、承烈の意向をうけて、一ヶ月延ばして行なうこととした。九月十五日の祭礼の番附には、町中揃つた行列が描かれていたが、東長町、茂森町、紺屋町、亀甲町は、山屋台を出さなかつたのである。<sup>(32)</sup> このように、町人が出ない神輿渡御のみの祭礼が増加し、町人が出ても練物や山屋台の少ない行列となつて、宝暦年間の後半以降、藩が行なう祭礼は衰えてきたのであつた。

さて、町人はどのような組織と経営でもつて、行列に練物や山屋台などを出して参加していたのであらうか。残念ながらそれを示してくれる史料の伝存が知られていない。前述のように、支配町組として、また、その中の町が別町として参加していた。貞享元年（一六八四）には、土手町の名主が祭礼用の松の伐採や作山について、本寺町の月行事も松の伐採について願出しており、茂森町や上長町の町人が練物用と思われる大八車や地車の借用を嘆願していた。寛政十二年八月には、「惣名主申出候、御祭礼屋台入用、小沢村・悪戸村領より松三拾八本取願之儀申出之通」<sup>(33)</sup> り認められている。また、惣名主が山屋台引取方法についても願出して認められている。行列には、警固として町名主や月行事が出てきていた。町名主や月行事が重要な役割を果していったことが明らかである。

祭礼の経費は、町人が負担する養内錢から支出していた。元禄十五年（一七〇二）八月六日、亀甲町の名主が「御祭礼ニ付、先年より町中借屋の者、少々宛養内錢出候而調申候、然處、館山善左衛門機御組足輕衆四、五人、常小屋御支配二人、右養内錢出シ不申旨被申候、先年、御扶持人より不残取集可申旨、御意之趣、色々申付候得共、出シ不申候ニ付、右之衆御頭方へ少々宛出シ候様ニ被仰付度の旨」を願い出た。すなわち、祭礼経費を養内錢として、少分な

がら借屋の者からも集めており、借屋の足軽など扶持人からも徴収することが認められているので、応じない足軽などに納入するよう命じて貰いたい、というのである。その結果「館山善左衛門并御作事奉行へ、少々宛出候様可申付候、惣而、町宅ニ罷在候上は、諸事町並に背不申候様ニ可被申付旨、申遣之」と、その嘆願を容れた決裁が出たのである。<sup>(34)</sup>

養内錢は茂合錢とも称され、町年寄付の物書・小遣の給錢、木戸・立詰など番人の給錢、人馬請払馬指の給錢、町名主の筆紙墨代、切支丹改代、火消の町印旗などの修理代、采米代、時鐘の給錢として支出されていた。町人の屋敷に応じた負担であった。時鐘の給錢分の養内錢は、社人も負担しており、八幡神主が配下の社人から集めて担当役の家臣に納入していた。<sup>(35)</sup> その他、養内錢の負担基準、徵收方法、支出方法などについては詳らかでない。

しかしながら、町名主が祭礼経費を養内錢として徵收し、支出していたことを知ることができる。また、惣名主が、山屋台の入用として、藩庁から松伐採を認められているように、藩からの援助を受けていたことも知られる。支配町組は、そのような財源を祭礼経費にあてていたのである。

支配町組の中の町（町内）も、町の財源をもつていた。宝永五年（一七〇八）、町名主が懇願して、町家の買取人から売買価格の六歩、売却人から四歩の歩錢を、町内が徵收することを許されている。<sup>(36)</sup> 町内が別町として練物を出す経費も、こうした財源から支出されていたのではないかとも思われる。こうした財源を認められる以前ではあるが、貞享元年に、町内の月行事が祭礼についての願を出してきたことが、町内から練物を出してきたことを示している、と考えられる。

練物より規模が大きく、大勢の人数を要し、経費も多く必要とする山屋台は、支配町組として出したものと思われる。支配町組は、それぞれ山屋台をもつっていた。それを納めておく屋敷も持っていた。宝暦六年三月の「茂森町支配

町屋敷改帳大帳<sup>(37)</sup>に、表裏間口三間一尺、東西奥行一〇間の「家台屋敷」が記されている。貼紙によつて追記してあるので、その大帳作成後に「家台屋敷」となつたところである。文化二年の「弘前町中人別戸数諸工諸家業総括」には、「御祭礼山屋台置所」が五軒みえる。

前述のように、惣名主が山屋台引取について願出でいることから、町名主が協議し共同で運営にあたつていたことが知られる。山屋台入用についても惣名主が協議していた。とすれば、支配町組の町名主が主導して行列に出るための経営を行なつていた、と考えられる。町内においては、月行事が主導していた、といえる。藩が行政区画とした支配町組と町の町名主と月行事という、行政の組織が主導していたのである。<sup>(38)</sup>藩による祭礼であつたから、町人町の行政の組織がその経営を行なうのは蓋し当然のことであつたのであろう。

### むすびにかえて

弘前八幡宮は、領主津軽氏や弘前城などの守護神として祀られ、その神事と祭礼が藩によつて行なわれていた。天和二年（一六八二）に津軽信政が神輿渡御の祭礼を始め、その行列に郭内を通させて上覧した。家臣に神輿を警固させ、また、町人に山屋台や練物などを出させて行列に加え法樂を行なわせた。祭礼のための道普請、神馬飼育、神輿昇などに町役人足も使役させた。町人は、支配町組やその中の町（町内）として、山屋台や練物などを出した。町名主と月行事が主導して、祭礼に出るための経営を行なつた。こうした祭礼は、領内の凶作飢饉や藩財政の窮乏によつて、しばしば中止され、ことに宝暦年間後半、十八世紀後半以降、町人を加えない神輿渡御のみの祭礼が行なわれることが多くなり、また、警固に出る家臣の員数も削減されていった。祭礼の規模が小さくなり、法樂も少なくなつた。藩

は、わずかに神輿渡御のみであつても、祭礼を続け、あるいは、できる限り町人を加えた祭礼を行なうようにしたのであつた。

このような弘前八幡宮の祭礼は、先にみた秋田町の日吉八幡宮や酒田町の日吉神社の祭礼とは、その在り方や經營について大きく異つていた。町人は、神事とその經營にかかわることもなく、町人のための祭礼として行なつていただけではなかつた。町人はそのための社会的な基盤を持つていなかつた。弘前の町人町の社会の特質は、秋田や酒田とは異り、自治的機能のより小さい後進的なものであつたといえよう。

しかしながら、町人が町人の祭礼を行なつていなかつたのではない。町人は七夕のねふた（ねむた）流の祭り<sup>(40)</sup>を行なつてゐた。それをいつから始めたのか詳らかではない。藩主信寿が享保七年（一七二二）に見物しているので、それ以前から盛んに行なつていたことは確かである。

信寿は、その年の七月六日、朝四つ半過ぎに紺屋町の織座へ出掛け、ねふた流を見物して、夜五つ時に帰城した。一番本町・親方町・鍛冶町、二番茂森町、三番土手町、四番東長町・本寺町、五番和徳町、六番紺屋町、七番亀甲町・田茂木町、八番荒町の順で、紺屋町から春日町へねふた流が通つて行つた。色とりどりの飾物や燈籠の行列であつた。ねふた流の様子を、天明八年（一七八八）、比良野貞彦が「奥民図彙」<sup>(41)</sup>に描いてゐる。町在ともに七月一日から六日にかけて、笛と太鼓ではやし、はやし言葉を唱えて練り歩き、七日に流した、と記している。

くだつて幕末の僕僕多流<sup>(42)</sup>について、内藤官八郎が「弘藩明治一統誌」に興味深い記述をしている。文政年間、若者七〇人ほどが、高さ三間・幅二間、髭（唐竹）三間の蝦を三宝に乗せ、一斗入の呴で四方を巻付けた額を飾つて動かし、子供が馬籠、扇燈籠、四尺ほどの金魚を、藩士や町人が奉書紙に絵を書いた一人持の小僕僕多を出した。弘化年間には、町々の若者連が、関羽、朝比奈、黄石公、張良など、その年の好に応じて、車付綱引や屋台昇の僕僕多を作

り、宵の五つ時から暁まで大声をあげて練り出していた。高さ五間にも及ぶ一段と大振りな俵侮多が作られるようになつた。一町内から大小二つほど出して、人夫も皆払となるほどであった。町々が、七月六日の晩の、龜甲町の竹長屋前か下白銀町の渡辺将監表前での上覧を請願し、藩主は、三の丸の堀の土居に小屋懸して見物した。下級の藩士も参加していた。鷹匠町五十石町連、若堂町連、在府町連が俵侮多を出した。町人町の連と、太刀、棒で激闘して、男女壮士の怪我人を出したりした。七月七日、俵侮多流と称して、町々から人々が岩木川原に出て酒宴を催していた。

安政四年（一八五七）、八幡宮の祭礼は神輿のみ通御するものであつたが、ねふたは盛大であつた。新町名主代の秋田屋善五郎に対し、「大振之ねふた取扱せ候旨相聞候付、壹人持之外、大振之ねふた不差出候様、其筋<sup>ニ</sup>而申付」、「御觸書も有之、殊<sup>ニ</sup>其筋<sup>ニ</sup>而差留候義も不相用、不埒<sup>ニ</sup>至」ではあるが、「此度ハ用捨申付候間」、今後は町人に大振のねふたを作らせないよう指図することを申渡している。<sup>(43)</sup>こうした申渡は、新町名主のみではなく、他の町々の名主にも行なわれたであろう。以上のように、町人町の支配町組や町内の若者連を中心として、下級藩士の町の若者連も加わつて、極めて活氣のある七夕祭を行なつていたのである。

町人は、弘前八幡宮の祭礼行列に出ることが少なくなつていった時期に、ねふた祭を盛んに行なうようにしたのであつた。では、そうしたことが、どの程度、弘前の町人町の社会の特質を変えて、自治的機能を拡充していくのであろうか。残念ながらその点を究明することができない。自治的機能拡充などを示してくれる史料の伝存が知られないのである。

## 註

- (1) 拙稿「祭礼にみる城下町久保田（秋田）」比較都市史研究会創立二十周年記念論文集「都市と共同体」下巻所収（名著出

- 版 一九九一年)、「港町酒田と祭礼」渡辺信夫氏編「近世の都市と交通」(河出書房新社 一九九一年刊行予定)。
- (2) 弘前市史編纂委員会編「弘前市史」藩政編 第一章・第二章(弘前市 一九六三年)、長谷川成一氏「弘前城下について」(同氏編「弘前城下史料」上所収、北方新社 一九八六年)。
- (3) 元禄十二年「萬留帳」(弘前八幡宮文書 弘前大学図書館所蔵)。内藤官八郎「神社縁録 全」(弘藩明治一統誌第一巻 青森県立図書館郷土収書第二集 青森県立図書館 一九八一年)。
- (4) 寛文元年「日記」、延宝二年「日記」(弘前市立図書館所蔵)。以下特に断わらない限り「日記」(国日記)に依る。
- (5) 「絵図に見る弘前の町のうつりかわり」(弘前市立図書館 一九八四年)。
- (6) 宝永四年~享保三年「萬留状」先年よりノ写シ(弘前大学図書館所蔵)。
- (7) 元禄八年「萬留書」(同館所蔵)。
- (8) 寛延三年「御用留書」(同館所蔵)、弘前大学国史研究室編「津軽歴史事典」二八二~三二二一頁(名著出版 一九七七年)、田中秀和氏「寺社領の変遷と神仏分離政策の動向—弘前藩を事例に—」(弘前大学「国史研究」七九号 一九八五)、岡氏「近代神社制度の成立過程—津軽地方の神仏分離と神社改正—」(長谷川成一氏編「北奥地域史の研究—北からの視点—」所収 名著出版 一九八八年)、篠村正雄氏「津軽藩における神職の官職受領について」(同書所収)。
- (9) 長谷川成一氏「近世北奥大名と寺社」(尾藤正英先生還暦記念会編「日本近世史論叢」上所収 吉川弘文館 一九八四年)。
- (10) 前掲「絵図に見る弘前の町のうつりかわり」。
- (11) 「正徳期町方屋敷割裏書記録」にも「八幡御祭礼之覚」としてみえる(前掲「弘前城下史料」上所収)。なお、「日記」(国日記)の天和三年、貞享四年、五年、元禄三年、四年、八年、九年、十年、十三年、十四年、十七年、宝永元年、三年、四年、六年、七年の記事には、神輿渡御の祭礼のことがみえない。
- (12) 弘前市立図書館所蔵。
- (13) 同館所蔵。
- (14) 天和二年「御祭礼之筋」(弘前市立図書館所蔵)に、「御祭礼御定書」が録されており、「要記秘鑑」町之部にも、正徳二年と思われる「御祭礼御定書」が収録されている(前掲「弘前城下史料」上所収)。

- (15) 弘前市立図書館所蔵。
- (16) 同館所蔵。
- (17) 同館所蔵。
- (18) 同館所蔵。
- (19) 宝暦六年「弘前町惣屋舗改大帳」(長谷川成一氏編「弘前城下史料」下 所収 北方新社 一九八六)。
- (20) 前掲「弘前城下史料」上 所収。
- (21) 寛政八年「八幡宮御祭礼御作法」(「要記秘鑑」前掲「弘前城下史料」上 所収)、文政十年「八幡宮御祭礼御行列帳」(弘前市立図書館所蔵)。
- (22) 前掲寛政八年「八幡宮御祭礼御作法」。
- (23) 同
- (24) 「要記秘鑑」町之部(前掲「弘前城下史料」上 所収)
- (25) 弘前市立図書館所蔵。
- (26) 前掲「弘前城下史料」上 所収。
- (27) 「要記秘鑑」町之部(同書所収)。
- (28) 同書。
- (29) 同書より作成。
- (30) 弘前市立図書館所蔵。
- (31) 「要記秘鑑」町之部(前掲「弘前城下史料」上 所収)。長谷川成一氏校訂「御用格(寛政本)」上 一一四四頁(弘前市教育委員会一九九一)。
- (32) 「日記」(「武田又三郎日記」弘前市立図書館所蔵 花田要一氏の御教示による)。
- (33) 前掲「要記秘鑑」。
- (34) 前掲「要記秘鑑」、前掲「御用格」下 三〇二頁。
- (35) 前掲「正徳期町方屋敷割裏書記録」享保五年「御用留帳」(前掲弘前八幡宮文書、弘前大学図書館所蔵)。なお、御定書(国

立史料館編「津軽家御定書」東京大学出版会 一九八一年) 一五五、一五六、一六三、一六四に茂合出金について定めて  
いる。

- (36) 前掲「正徳期町内方屋敷割裏書記録」。
- (37) 前掲長谷川成一氏編「弘前城下史料」下 所収。
- (38) 前掲長谷川成一氏編「弘前城下史料」上 所収。
- (39) なお、支配町組内の有力な商人の寄附によって、山屋台が一段と華かなものとなつていった。金木屋と大津屋が寄附した  
銀帳「鳳凰」が、「本町略誌」(本町略誌編集委員会編、本町協会発行 一九八六年)にみえる。化政期の御斎師今村養淳が  
描いたといわれる「弘前八幡宮御祭札図」五巻(弘前市立図書館所蔵)に、祭礼行列の様子を見ることができる。なお、祭  
札行列帳の末尾の三道具が、先頭にみえるのは成巻の折の錯乱であろうか。
- (40) 藤田本太郎氏「ねぶたの歴史」(重要無形民俗文化財 弘前のねぶた―歴史とその制作― 弘前市商工部観光課 一九  
八三年)。
- (41) 比良野貞彦「奥民図鑑」(青森県立図書館叢書 第五集 青森県立図書館 一九七三年)。
- (42) 内藤官八郎「弘藩一統誌」月令雑報摘要抄(青森県立図書館叢書 第七集 青森県立図書館 一九七八年)。
- (43) 安政四年正月「新町支配御用留」(弘前市立図書館所蔵)。

### 追記

弘前調査の折、長谷川成一氏、武田智恵子氏、小井川百合子氏、吉村和夫氏、花田要一氏の各位、弘前大学図書館、弘前市立  
図書館、弘前市立博物館から受けた御芳情に深謝する。本稿は、平成二年度科学的研究補助金による研究の一部であることを  
付記して謝意を表する。